

# 食品安全委員会第 195 回会合議事録

1．日時 平成 19 年 6 月 21 日（木） 14:00～14:30

2．場所 委員会大会議室

3．議事

- ( 1 ) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について
  - ・ 農薬フェンヘキサミドに係る食品健康影響評価について
- ( 2 ) ファクトシート「トランス脂肪酸」の更新案について
- ( 3 ) 「ジュニア食品安全委員会」の実施について（報告）
- ( 4 ) その他

4．出席者

( 委員 )

見上委員長、小泉委員、畑江委員、廣瀬委員、本間委員

( 事務局 )

齊藤事務局長、日野事務局次長、小木津総務課長、國枝評価課長、吉岡勧告広報課長、  
酒井情報・緊急時対応課長、永田リスクコミュニケーション官、猿田評価調整官

5．配布資料

- 資料 1 フェンヘキサミドに係る食品健康影響評価に関する審議結果について
- 資料 2 ファクトシート「トランス脂肪酸」の更新案について
- 資料 3 「ジュニア食品安全委員会」の実施について
- 資料 4 - 1 専門調査会の改編及び専門委員の改選について（案）
- 資料 4 - 2 食品安全委員会専門調査会運営規程の一部改正案の概要

6．議事内容

見上委員長 それでは、ただ今から食品安全委員会第 195 回会合を開催いたします。  
本日は長尾委員が御欠席ですが、議事次第には記載してありますが、野村委員も急遽

御欠席とのことで、全部で5名の委員が出席です。

それでは、会議全体のスケジュールにつきましては、お手元の資料に食品安全委員会第195回会合議事次第がございますので、御覧いただきたいと思います。

お手元の資料の確認をお願いいたします。

本日の資料は5点でございます。

資料1が「フェンヘキサミドに係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料2が「ファクトシート『トランス脂肪酸』の更新案について」。

資料3が「『ジュニア食品安全委員会』の実施について」。

資料4-1が「専門調査会の改編及び専門委員の改選について(案)」。

資料4-2が「食品安全委員会専門調査会運営規程の一部改正案の概要」でございます。

不足の資料はございませんでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきます。

「食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について」でございます。

「・農薬 フェンヘキサミドに係る食品健康影響評価について」は、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了いたしております。事務局から説明願います。

國枝評価課長 それでは、資料1を御覧いただきたいと思います。「フェンヘキサミドに係る食品健康影響評価に関する審議結果について」ということでございますが、これについては一番最後のページを御覧いただきたいと思います。

本年5月10日から6月8日まで広く国民からの御意見・情報の募集を行いました。その結果、期間中の御意見・情報はございませんでした。

したがって、前回御説明した評価結果(案)につきまして、最終的に確定をさせていただければと思っております。

前回詳細に内容を御説明しておりますので、結論の部分だけということで、31ページを御覧いただきたいと思います。真ん中辺りですけれども、食品安全委員会農薬専門調査会は、各試験の無毒性量の最小値がイヌを用いた1年間慢性毒性試験の17.5mg/Kg体重/日であったので、これを根拠として、安全係数100で除した0.17mg/Kg体重/日を一日摂取許容量と設定した。

以上でございます。

見上委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしく願います。

よろしいですか。

(「はい」と声あり)

見上委員長 それでは、本件につきましては、農薬専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、フェンヘキサミドの一日摂取許容量を 0.17mg/Kg 体重/日と設定するというところでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

見上委員長 それでは、次の議題に移らせていただきます。

ファクトシート「トランス脂肪酸」の更新案について、事務局から報告願います。

酒井情報・緊急時対応課長 それでは、資料 2 に基づきまして、御説明を申し上げます。

資料 2 の表紙でございますが、更新案についてというところでございます。

経緯を申し上げますと、平成 16 年 7 月の食品安全委員会におきまして、ファクトシート作成ということで決定をいたしまして、平成 16 年 12 月でございますが、第 1 回目のファクトシートをホームページ上に公表いたしております。その後、国際機関、諸外国におきまして、トランス脂肪酸のリスク管理に関する新たな情報が公表されております。また、国内のトランス脂肪酸の摂取量についての現状を把握するというところで、平成 18 年におきまして「食品に含まれるトランス脂肪酸の評価基礎資料調査」を実施いたしました。その結果を反映するというところで、ファクトシートの更新案を作成いたしまして、6 月 5 日に行われました第 4 回化学物質専門調査会において確認をいただき、別添 2 の更新案を取りまとめたところでございます。

本更新案は委員会です承が得られましたら、ホームページ上に公表するとともに、食品安全委員会に各種の問い合わせがございますが、そういうときの回答の参考にさせていただきたいと思っております。特に資料はございませんが、6 月 5 日に行われました化学物質専門調査会の概要に簡単に触れておきたいと思っております。

今、申し上げましたように、18 年度の調査結果が報告されました後、その報告に対しまして、3 人の専門参考人の御意見を賜りました。国立健康・栄養研究所の江崎先生、九州大学名誉教授の菅野先生、食品総合研究所の都築先生の御意見の聴取をいたしまして、質疑を行った後、座長による取りまとめが行われておりまして、次の 3 点が取りまとめの内容でございます。

1 つ目が、脂肪の多い食品や菓子類の食べ過ぎなど、偏った食事をしている場合などでは、平均値を上回る摂取量となる可能性があるため、脂肪の取り過ぎをやめ、動物・植物、魚由来の脂肪をバランスよく摂ることが大切である。また、トランス脂肪酸のみでなく、脂肪全体の摂取の中におけるトランス脂肪酸の摂取を考えて、総合的に考えることが大切

であるという点でございます。

2つ目が、現時点においては、日本国内におけるトランス脂肪酸のリスク評価を行うための科学的知見が十分でないことから、今後とも日本人の摂取量や各摂取レベルにおける健康への影響等に関する国内外の新たな知見を蓄積していくことが必要である。

3つ目が、現在国際的なトランス脂肪酸をめぐる動きを踏まえて、一部の企業ではトランス脂肪酸の低減対策を講じているところもあるが、消費者の健康を保護する観点から、このような取組は継続されることが望ましいという内容でございました。

その中に製造過程におけるトランス脂肪酸の削減など、リスク管理に係る御意見がございましたので、座長の御指示によりまして、事務局からリスク管理機関へお伝えをしております。

本更新案につきましては、専門委員等の意見を踏まえまして、修正を加えながら、最新版をお示しするという形で対応してまいりましたので、ここでは内容については触れないでおきたいと思えます。よろしく御検討のほどお願い申し上げます。

以上です。

見上委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問等ございましたら、よろしくお願ひいたします。

小泉委員 ファクトシートについての意見ではないんですが、私、個人的なコメントを少し述べさせていただきたいと思えます。

1つは、今回の調査結果に対するコメントですが、今回の調査で、前回よりTFA、トランス脂肪酸が減ったということで、おそらく世界的な趨勢がTFAを減少させる方向にあることから、我が国でも事業者がおそらく自発的に措置を採り始めた結果なのかもしれないと思えます。

あと2点コメントですが、TFAの含有量が製品ごとに相当なばらつきがあります。今回のこの調査報告書を見ますと、製品によっては約10倍くらいの含有量の差があります。

したがって、高くて、しかも同じ製品をずっと継続的に食べるということは、バランスのよい食事をしている人よりは、数倍から10倍近く摂取量が高くなる可能性があります。

しかし、我が国の心疾患死亡率とか、いわゆる日本人の食事形態などを考慮すれば、我が国ではすぐさまTFAを規制しなければならないレベルとは考えにくいと思えます。しかし、加工業者等につきましては、自発的にトランス脂肪酸を下げる努力をすることが望ましいのではないかと思えます。

もう一点は、年代別のTFA摂取量が調査されておられませんので、おそらく最近の食の欧

米化、あるいは空腹時にこういったスナック類を摂取する機会が多い若い年代には TFA 摂取量が増えているのではないかと想像されますので、バランスのよい食事を適切な時間帯に摂取する習慣付け、すなわち食育が非常に重要ではないかと思えます。

それから、今後の対応ですが、調査につきましては、農林水産省がトータルダイエツトスタディーというもので、TFA の摂取量の調査を行っております。それが平成 19 年度末に終了すると聞いておりますので、食品安全委員会や他の省庁の調査結果を有効に活用して、今後のファクトシートの更新に役立てていくべきではないかと思えます。

もう一つは、委員会がもし行くとすれば、どんな調査が必要かという点ですが、世界的に今後企業努力等によりまして、製品中の TFA は減少していくとは思いますが、やはり科学的に調査しておくべきとの国民からの要望が強ければ、引き続いて外食による TFA 摂取量、年代別 TFA 摂取量、製品別の TFA 含有量の差などを調査して、より詳しくカテゴリー別の TFA 摂取量を調査して、国民に注意喚起するなり、あるいは国民に情報提供していく必要があるのではないかと思えます。

以上です。

見上委員長 どうもありがとうございました。

外にございますか。本間先生どうぞ。

本間委員 酒井課長が前回のを書き換えられたという話ですが、意図的にとってはいけなけれども、強調したい点、書き換えられたのは、どの部分でありましようか。

酒井情報・緊急時対応課長 前回というのは 1 回目のファクトシートとの差ということですか。

本間委員 はい。

酒井情報・緊急時対応課長 それに関しましては、先ほど申しましたように、18 年度に目的を持って調査をしておりまして、その結果の反映が一番大きな要素だと思っております。

本間委員 数字的なものは少しずつ変わってきているということですか。

酒井情報・緊急時対応課長 国際的に総摂取エネルギー量のうちの 1% 未満という基準に対して、日本国はどういう状態になっているというのが確認できたというのが大きな点だろうと考えております。

本間委員 先ほど小泉委員の御説明のとおり、きちんと調査をしておくということは大変必要なことだと認識しております。それと同時に、トランス脂肪酸というのは、ある特殊な加工油脂の処理だけでできるのではなくて、一般的に自然の中でもある程度でき得る

ものです。ですから、何か毒物的な1点の数値だけが合っていればいいという考えではなくて、この背景の中にあることだと思っただけけれども、脂質の栄養という全体の中での位置付けはすごく大事なことであって、類を見ないというか、そういう方が非常に影響が大きいという気がいたしますので、私はやはり食生活全体の中での位置付けということであって、1点の数値の増減を持って事足れりとするようなことではない見方も必要かと思いますが、しかし、それはこの委員会の主たる役目でないかもしれないけれども、背景はそのように認識しております。

見上委員長 外にございませんか。

畑江委員 ファクトシートとは直接関係ないんですが、結局このファクトシートを見ますと、平均的な食生活では問題はないということですね。ということは、普通の食生活をしている人には問題はないということで、いろんなものをバランスよく食べる。バランスよくというのはちょっとあいまいな言葉ですけども、いろんなものを食べて、偏った食生活をしないというのが大事だというのが改めて分かったわけですね。ですから、農林水産省と厚生労働省、文部科学省が食生活指針を創ったり、バランスガイドを創ったりして、食育と呼ぶべきでしょうか、そういう食べ方について全体的に啓蒙活動などを行っていますけれども、これを機会により一層そういう取組ができるといいのではないかと思います。

見上委員長 貴重な御意見どうもありがとうございました。

外にございませんか。

廣瀬委員 5ページの下の方、数件の大規模なコホート研究では、トランス脂肪酸摂取が虚血性心疾患のリスクを高めることが分かっている。と書いてありますが、もし、このトランス脂肪酸による虚血性心疾患の原因が、動脈硬化によるものであれば、虚血性心疾患以外に、例えば脳血管障害のリスクも高めるのではないかと。当然そういう疑問が起こってくるわけですけども、その辺のことについては、調べられていないのか。あるいは脳血管障害に対する危険性は全くないのか、その辺りの確認はできているのでしょうか。

酒井情報・緊急時対応課長 今の点につきましては、ファクトシートの作成の過程でもいろいろ議論がございました。コホートの調査ということで、どういう視点でどこまで調べているかという部分については、ファクトシートに書き出すだけの要素がなかったというところがございますので、現時点ではこういう形にしておいて、新たに知見が分かれば書き加える、あるいは修正していくという形で対応したらどうかという議論になったということでもあります。

見上委員長 よろしいですか。外にございませんか。

どうもありがとうございます。

それでは、トランス脂肪酸につきましては、日本人の平均的な推計摂取量 WHO/FAO 合同専門家会合が目標とする値を下回っているということですが、摂取量には個人差が大きいと思われまます。いずれにしても、現時点においては、科学的知見が十分とは言えないことから、今後とも国内外の新たな知見を蓄積することが必要ですが、まずは脂肪の摂り過ぎをやめ、動物、植物、魚由来の脂肪をバランスよく摂ることが大切だと考えております。ファクトシートは現時点における科学的な知見に基づく情報を整理して取りまとめたものですから、内容につきましては、これによろしいということで、委員会のホームページで公開されているトランス脂肪酸のファクトシートを更新することといたします。

また、今後新たな科学的知見や情報があった場合には、随時ファクトシートの内容を更新していくこととします。どうもありがとうございます。

それでは、次の議題に移らせていただきます。

「ジュニア食品安全委員会」の実施について、事務局から報告願います。

吉岡勸告広報課長 それでは資料3に基づきまして、御報告申し上げます。

6月は食育月間ということでございますけれども、食品安全委員会といたしましても、食に関する情報の提供や意見交換の積極的な実施などを通して、食育の推進に取り組んでいるところでございます。

今般、こうした食育の取組の一環といたしまして、子ども、そしてその保護者の方が楽しみながら食の安全について学び、食品安全委員会委員との意見交換を通して理解を深めてもらうということを目的といたしまして、意見交換会「ジュニア食品安全委員会」を実施することといたしました

開催時期につきましては、子どもが時間的に余裕を持てる夏休みといたしまして、毎年夏休みに子どもたちが広く社会を知る体験活動の機会として、また、国の業務に対する理解を深めてもらうことを目的として文部科学省を中心に各省で実施しております「子ども見学デー」と合わせて実施することといたします。

具体的な実施方法、日時でございますが、8月22日水曜日13時30分から15時に掛けて、食品安全委員会の主催で実施いたします。

対象は小学校5、6年生20名とその保護者。「食の安全について学ぼう」をテーマとして、食品安全委員会委員からの説明、意見交換の後、クイズなどを行うこととしております。

参加者の募集については、往復はがきで応募いただきまして、希望多数の場合には抽選

を行うこととしております。

また、本企画につきましては、適宜食品安全委員会に報告するとともに、参加者に対しましては、今後季刊誌を含めました食の安全に関する情報提供に努めることとしたいと思っております。

本件につきましては、子ども見学デー全体のプレスリリースと併せまして、6月19日から募集を開始しております。

また、内閣府本府主催で実施します子ども見学デー「内閣府の仕事を知ろう」にも協賛を行いまして、22日、23日の両日16時から17時に掛けまして、ジュニア食品安全委員会の実施内容に準じた意見交換会を行うことといたしております。

以上でございます。

見上委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただ今の報告の内容、あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問がございましたら、よろしく願いいたします。

本間委員 ここに保護者とありますけれども、保護者を対象にするのと、5、6年生を対象にするのとは違うという気がしますけれども、それは一緒の状態ですか。

吉岡勸告広報課長 対象者は小学校5、6年生とその保護者ということでございますけれども、5、6年生をメインといたしまして、また、保護者の方にもお越しいただいて、親子で食の安全について理解、知識を深めていただきたいというねらいでございます。

見上委員長 22日の午後、16時から17時は保護者は来ない。子どもだけです。

吉岡勸告広報課長 これは内閣府の方で主催しておりますが、こちらの方は対象が小学校生4年生から中学3年生になっておりまして、こちらに来るのは子供さんだけと聞いております。

見上委員長 分かりました。外に何かございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、事務局は準備を進めるようお願いいたします。

他の議事ございますでしょうか。

小木津総務課長 専門調査会の改編及び専門委員の改選についてお諮りしたいと思っております。

資料4-1と4-2に基づきまして、御説明をさせていただきます。

まず資料4-1でございますが、専門調査会の改編につきましてでございます。現在16の専門調査会が委員会に設置されておりますが、評価案件の多様化、あるいは件数の増加等によりまして、従来にも増して円滑な運営が不可欠となっている状況でございます。このため、効率的かつ機動的な調査審議を進めるということが必要になっておりますが、複



数の専門調査会の中に共通の調査審議を要する事項が多数を占める専門調査会が現状ございまして、それを統合するという事を御提案申し上げたいと思います。

現行で言いますと、化学物質専門調査会と汚染物質専門調査会、これを統合いたしまして、「化学物質・汚染物質専門調査会」。

微生物専門調査会とウイルス専門調査会を統合いたしまして、「微生物・ウイルス専門調査会」ということにしてはどうかということでございます。

2ページ、改編の時期でございますが、専門委員の改選に合わせて平成19年10月1日とすることでいかがかと思っております。

また、専門委員の改選につきまして、現在、農薬専門調査会とプリオン専門調査会を除く多くの専門調査会に所属する方々は、平成19年9月30日をもって任期満了を迎えます。こうした専門委員の改選を10月1日付けをもって行うということでございます。

既に、2年の任期を付されて任命されているというルールになっておりますが、今回も2年の任期を付すという取扱いでいかがかと思っております。

また、前回も同様ですが、改選時の留意事項といたしまして、他の類似の専門調査会的なものと同様に、府省出身者、これは行政官ですけれども、専門委員に選任しない。あるいは、70歳以上の方は原則として専門委員に選任しない。女性専門委員を30%に高めるべく努める。

また、リスク管理機関に設置された委員会と密接な関係を有する審議会等の委員、臨時委員、専門委員などとの兼職をできるだけ避けるということを経験的な考え方としてはどうかと考えております。これが1つ目でございます。

これに伴いまして、専門調査会の運営規程というのがございますが、これを一部改正する必要があります。それが資料4-2でございます。内容は今、申し上げた2つの統合を行うということではありますが、運営規程の改正の施行時期は1ページにございますように、平成19年10月1日ということでございます。

具体的な内容ですが、2ページを御覧ください。

運営規程の中に別表ということで各専門調査会の具体的な仕事の中身がそれぞれ掲げられているわけですが、化学物質・汚染物質専門調査会につきましては、従来の事項を合わせまして、「化学物質（他の専門調査会の所掌に属するものを除く。）及び汚染物質の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること」。

また、微生物・ウイルス専門調査会につきましては、「微生物（ウイルスを含む。）の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること」ということで、規程を改めて

はどうかということでございます。

以上、お諮りいたします。

見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたらよろしくお願いいたします。

よろしいですか。

(「はい」と声あり)

見上委員長 それでは、専門調査会の改編及び専門委員の改選につきましては、今、説明がありました資料4-1のとおりとし、これを受けて専門調査会運営規程を資料4-2の改正案どおりに改正するというところでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

見上委員長 ありがとうございます。

それでは、専門調査会の改編及び専門委員の改選につきましては、資料4-1のとおりとし、専門調査会運営規程を資料4-2の改正案のとおり改正いたしたいと思います。事務局は専門委員会の改編及び専門委員の改選について手続を進めるようによろしくお願いいたします。

他に議事はありますか。

小木津総務課長 特にございません。

見上委員長 それでは、本日の委員会のすべての議事を終了いたしました。

以上をもちまして、食品安全委員会第195回会合を閉会いたします。

次回の委員会につきましては、6月28日木曜日、14時から開催を予定しておりますので、お知らせいたします。

なお、22日金曜日10時から添加物専門調査会が公開で開催。

同じく22日金曜日14時から動物用医薬品専門調査会が公開で開催し、後に非公開で開催します。

来週25日月曜日14時から農薬専門調査会確認評価第一部会が非公開で開催。

28日木曜日、10時からプリオン専門調査会が公開で開催される予定となっております。

また、「食品に関するリスクコミュニケーション - 食中毒原因微生物のリスク評価案件の選定に関する意見交換会」が、22日金曜日に日本青年会館で開催。25日月曜日にグランキューブ大阪で、それぞれ開催される予定となっておりますので、お知らせいたします。

以上です。どうもありがとうございました。